

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(七) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名 ()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種	類	1						
	構	造	2						
細	目	3							
事業の用に供した年月	4								
取得価額	取得価額又は製作価額	5		円		円		円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6							
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7							
取得価額	種	類	1						
	構	造	2						
細	目	3							
事業の用に供した年月	4								
取得価額	取得価額又は製作価額	5		円		円		円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6							
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7							
取得価額	種	類	1						
	構	造	2						
	細	目	3						
事業の用に供した年月	4								
取得価額	取得価額又は製作価額	5		円		円		円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6							
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7							
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)								8	円

「8」欄

中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の102の2第1項」

② 「区分番号」欄：「10274」

③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

(注) **適用額は、中小連結親法人及びその各連結子法人を合計して年300万円が上限となります。**